

## 求職者支援制度の施行後1年半の実施状況を踏まえた今後の検討の視点

求職者支援制度が施行(平成23年10月1日)されてから1年半が経過。その実施状況を踏まえ、今後、制度の内容について見直しを検討するにあたっては、以下のような視点が必要。

- 制度が特定求職者に十分に認知され、訓練受講につながっているか。
- 特定求職者の就職に必要な訓練が、質・量ともに確保されているか。
- 訓練期間中の生活支援が、特定求職者の訓練受講や就職に役立っているか。
- 制度の利用が、安定した就職につながっているか。 等

企業や地域のニーズに機動的に対応した訓練コースの設定、求職者支援訓練の認定申請の促進について、早期に対処することが必要。

今般、省令改正により対応

※このほかにも上記視点に関する見直しについて、今後順次検討を行う。

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(認定基準の改正)【概要】

- 企業や地域のニーズに機動的に対応した訓練コースの設定を可能とするため、また、求職者支援訓練の認定申請を促進するため、求職者支援訓練の認定基準のうち、訓練機関の要件に係る以下の事項について改正するもの。

## 1. 同等訓練要件の緩和

現行

認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）の開始日から遡って1年間において、申請職業訓練と同等の内容の職業訓練を適切に行った実績が必要。



改正案

認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行った実績が必要。

## 2. 就職状況報告の回収率要件の緩和

現行

過去に同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、その修了者等の就職状況に係る報告の回収率について、1コースでも80%を下回ったときは、以後、全国で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。



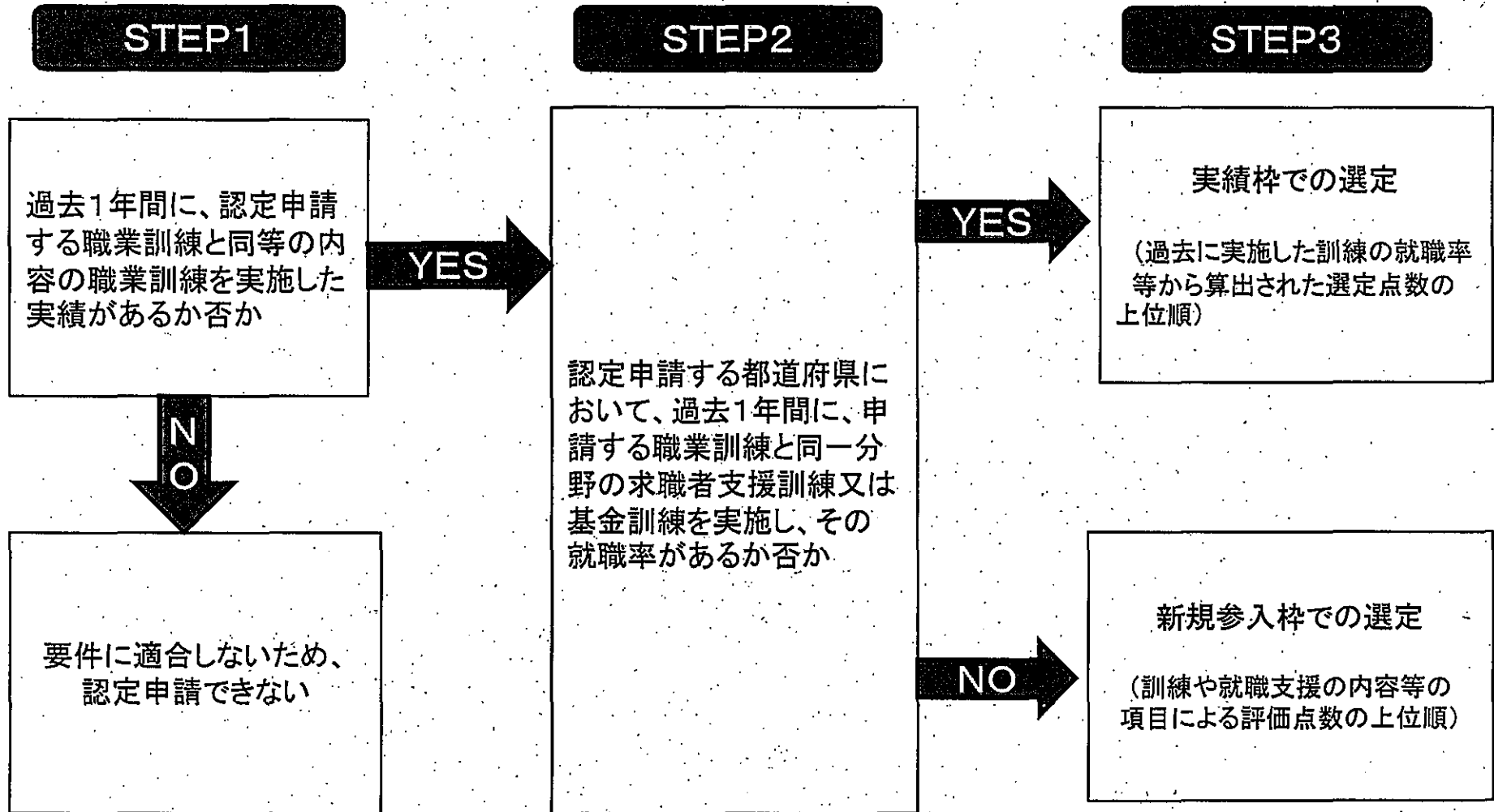
改正案

過去に同一の訓練分野の求職者支援訓練を実施したことがある場合、その修了者等の就職状況に係る報告の回収率について、3年間のうちに、2コース以上の回収率が80%を下回ったときは、以後、全国で同一の訓練分野の求職者支援訓練の認定を受けることができない。

## 3. その他

- 公布日施行。  
ただし、上記1及び2の改正後の認定基準は、平成25年10月1日以後開始する求職者支援訓練の認定から適用。
- その他所要の規定の整備を行う。

# 求職者支援訓練の認定の仕組み



※ 求職者支援訓練は、予算に基づく訓練定員のうち一定割合を新規参入枠とし、その残りの定員を実績枠として、それぞれの枠の定員上限までの職業訓練を認定している。

